

【書面申請用】

令和4・5年度

入 札 参 加 資 格
審 査 申 請 要 領

[建設工事]

豊 山 町

令和4・5年度 入札参加資格審査申請要領【建設工事】

豊山町が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、適正な入札参加資格申請を行ってください。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ア 入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- イ 入札参加の資格審査を希望する業種について、審査基準日（決算日）が令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間にある経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。
ただし、令和3年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- エ 国税、愛知県税及び豊山町税が未納でないこと（ただし、愛知県税及び豊山町税については、納税義務がある事業者に限る。）。
- オ 「豊山町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年5月24日付け豊山町長・豊山町教育委員会教育長・愛知県西枇杷島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（適用除外であるものを除く。）。

2 入札参加資格申請の方法

- (1) 入札参加資格申請をする方は、入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、提出書類とともに豊山町役場総務部企画財政課財政・管財係まで持参してください。
- (2) 申請書の様式は、豊山町役場3階企画財政課（11番窓口）で配布します。
また、豊山町のホームページからもダウンロードできます。
- (3) 法人が申請する際の申請者は、本店（建設業法上の主たる営業所）となります。営業所等が申請者となることはできません。
- (4) 本店（建設業法上の主たる営業所）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。
契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可申請の手引きを参照してください。）。

3 受付期間及び受付場所

(1) 定時受付

令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時～正午・午後1時～午後5時

(2) 随時受付

書面による随時受付は行いません。

(3) 受付場所

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町役場 総務部 企画財政課 財政・管財係（庁舎3階11番窓口）

T E L : 0 5 6 8 - 2 8 - 0 9 3 9（ダイヤルイン）

F A X : 0 5 6 8 - 2 9 - 1 1 7 7

※ 郵送による受付は行いません。

4 提出書類

申請書等（受付証を除く。）をA4縦型フラットファイルで綴じ、表紙及び背表紙に会社名等を記入してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において発行日より3か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し可）。

No.	書類名	摘要	部数
(1)	入札参加資格審査申請書等	様式1, 2, 3-3, 4, 8	1部
(2)	経営事項審査総合評定値通知書の写し	要領1イに定めるものに限りません。	1部
(3)	入札参加資格審査申請書受付証		1部
(4)	社会保険届出を確認できる書類 (※提出が不要となる場合があります。)	以下の <u>いずれかの書類</u> を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近1月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し ・社会保険料納入証明書 ・納入実績がない場合は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し ・(届出の義務がない場合)「社会保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書(別紙1)」(豊山町ホームページからダウンロードしてください。) 	1部
(5)	雇用保険届出を確認できる書類 (※提出が不要となる場合があります。)	以下の <u>両方の書類</u> を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し ・直近の雇用保険料の領収書の写し(分割納付の場合は直近の1回分) <p>ただし、労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の労働保険料等納入通知書の写し及び労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(届出の義務がない場合)「社会保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書(別紙1)」(豊山町ホームページからダウンロードしてください。) <p>※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出してください。</p>	1部

※ (4)、(5)については、最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金加入の有無」、「雇用保険加入の有無」の欄が「有」又は「除外」になっている方は提出不要です。

5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 入札参加資格の有効期限

令和4年4月1日(金)から令和6年3月31日(日)までの2年間

7 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

8 グループ経営事項審査及び持ち株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱いについて

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

9 その他

(1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

(2) 入札参加資格申請後は、確認のために申請内容を証明する書面の提示(提出)を求められますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

(3) 入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿及び入札結果についてはウェブサイト等で公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

(4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

愛知県内に主たる営業所のある方は、愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課建設業第二グループへお問い合わせください。(電話番号：052-954-6503)

また、建設業許可の更新(5年ごと)についても、経営事項審査と同様に更新を行っていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

<様式1（共通情報）>

1 申請時建設業許可番号

ア 「知事・大臣コード」欄は、国土交通省大臣許可は「00」、愛知県知事許可は「23」、その他の都道府県知事許可は別表1のコードを記入してください。

イ 「愛知県知事許可」の場合は、「愛知県」と記入し、国土交通大臣を二本線で削除してください。

また、「般特（□□）」欄は不要な文字は二本線で抹消し、最新の許可年度を記入してください。「第□□□□□□号」欄は許可番号をそれぞれ右詰めで記入し、左空白は「0」で埋めてください。

ウ 「申請内容」欄は、これまでに一度でも豊山町の入札参加資格を得たことがある場合は「登録実績有」を、全くの新規の申請の場合は「新規」を○印で囲んでください。

2 申請者（建設業法上の主たる営業所）

ア 「郵便番号」欄は、必ず7桁の番号を記入してください。

イ 「Eメールアドレス」欄は、常時使用しているパソコンのアドレスを記入してください。ただし、フリーメール及び携帯番号用メールは使用できません。

なお、Eメールアドレスを取得していない場合は記入する必要はありません。

ウ 「所在地」欄は、建設業法上の主たる営業所の住所を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。

エ 「商号又は名称のフリガナ」欄は、カタカナで記入し、カブシキガイシャ等の法人の組織名は省略してください。

オ 「商号又は名称」欄の法人の組織名の表現は、次の略号を使用してください。（括弧も1マス使用）

略号	組織名	略号	組織名	略号	組織名	略号	組織名
(株)	株式会社	(企)	企業組合	(監)	監査法人	(合)	合同会社
(有)	有限会社	(財)	財団法人	(福)	社会福祉法人	(他)	その他
(資)	合資会社	(相)	相互会社	(訓)	職業訓練法人	(一社)	一般社団法人
(名)	合名会社	(社)	社団法人	(独)	独立行政法人	(一財)	一般財団法人
(同)	協同組合	(医)	医療法人	(特)	特定非営利活動法人	(公社)	公益社団法人
(業)	協業組合	(学)	学校法人	(中間)	中間法人	(公財)	公益財団法人

(例) 商号又は名称のフリガナ

ア	イ	チ	ケ	ン	セ	ツ											
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

商号又は名称

(株)	愛	知	建	設											
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

カ 「代表者職氏名」欄のうち（役職）欄は、個人事業主の方は記入しないでください。

また、（氏名）欄は、姓と名の間は1文字あけてください。

キ 「会社印」、「代表者印（実印）」及び「代表者印（使用印）」欄は、鮮明に押印してください。

なお、会社印を使用しない場合は、「会社印」欄は押印する必要はありません。

ク 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切りを入れてください。

ケ 「連絡先（代行者含む。）」欄は、部署名、担当者名、直通電話番号を記入してください。

3 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

ア 「委任行為の有無」欄は、どちらかを○印で囲んでください。

イ 受任者の「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」を記入してください。

ウ 「代表者印（使用印）」欄は、契約等に使用する印を鮮明に押印してください。

エ 委任期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間で記入してください。

4 契約を締結する営業所

ア 「2 申請者」と同じ場合は記入する必要はありません。

イ 「郵便番号」欄は、必ず7桁の番号を記入してください。

ウ 「Eメールアドレス」欄は、契約を締結する営業所に設置してあるパソコンで、常時使用しているアドレスを記入してください。

ただし、フリーメール及び携帯番号用メールは使用できません。

なお、Eメールアドレスを取得していない場合は記入する必要はありません。

エ 「所在地」欄は、契約を締結する営業所の所在地を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。

オ 「商号又は名称のフリガナ」欄は、カタカナで記入し、カブシキガイシャ等の法人の組織名は省略してください。

カ 「商号又は名称」欄の法人の組織名の表現は、前記<様式1の説明2 オ>の表にある略号を使用してください。

なお、支店等で契約を締結する場合は、支店等の名称のみを記入してください。（括弧も1マス使用）

(例)

正

名	古	屋	支	店															
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

誤

(株)	愛	知	建	設		名	古	屋	支	店							
---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

キ 「代表者職氏名」欄のうち（役職）欄は、個人事業主の方は記入しないでください。

また、（氏名）欄は、姓と名の間は1文字あけてください。

ク 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切りを入れてください。

<様式2（共通情報）>

5 資本金（法人のみ）

入札参加資格申請時点での資本金額を記入してください（申請時点のため、経営事項審査総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。）。右詰めで記入し、左余白は空欄としてください。

6 営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を記入してください（1年未満の端数は切り捨ててください。）。

7 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体へ加入されている場合は「1」、未加入の場合は「2」を記入してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を記入してください。

（照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部〔電話 052-242-4441〕）

8 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業に加入されている場合は「1」、未加入の場合は「2」を記入してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を記入してください。

（照会先：建設業退職金共済事業本部愛知県支部〔電話 052-243-0871〕）

9 ISO認証取得状況

入札参加資格申請時において、「ISO9001、ISO9002、ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」を記入してください。

また、認証を受けている場合は、認証番号を記入してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、豊山町と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

10 常勤職員数

入札参加資格申請日現在において常時雇用している従業員の数を記入してください。「①技術職員」及び「②事務職員」は、常時雇用している従業員のうち、専ら建設工事関係に従事している職員を指し、「③その他職員」欄は、それ以外（兼業部門等）の職員及び常勤役員を指します。

法人にあつては、常勤役員の数を含めた従業員全体を、個人にあつては事業主を含めた①、②、

③の合計人数を記入してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、入札参加資格申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

11 有資格者技術職員数等

ア 入札参加資格申請日現在における有資格者数を記入してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方は、該当する資格の欄すべてに記入してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇は、上位のもののみを記入してください。

イ 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を記入してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

12 監理技術者資格者証所持者数

ア 入札参加資格申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に記入してください。

なお、資格証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに記入してください。

イ 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を、「実人員」欄には実際の資格取得者数を記入してください。

<様式3-3（申請業種情報）>

○申請営業所の許可業種、資格審査希望業種及び平均完成工事高

1 契約を締結する営業所の許可業種

別表3を参考に、契約を締結する営業所で受けている建設業の許可（建設業許可申請書別表で確認）業種で、かつ経営事項審査の総合評定値を得ている業種について、一般建設業許可の場合は「1」、特定建設業許可の場合は「2」と□内に記入してください。

2 資格審査を希望する業種

別表3を参考に、上記1で記入した許可業種のうち、今回、資格審査を希望する業種のみについて、一般建設業許可の場合は「1」、特定建設業許可の場合は「2」と□内に記入してください。

3 資格審査を希望する業種の平均完成工事高

ア 「許可区分」欄は、一般建設業許可の場合は「1」、特定建設業許可の場合は「2」と記入してください。

イ 「平均完成工事高」及び「総合評点値（P）」欄は、経営事項審査総合評定値通知書から

資格審査を希望する業種の数値を転記してください。

<様式4（個別情報）>

1 指名・契約実績

(1) 指名実績

入札参加資格申請を希望する業種について、入札参加資格申請日からさかのぼって2年以内に、豊山町から指名通知を受けた実績がある場合は「1」を、それ以外の場合には「2」を記入してください。

(2) 契約実績

入札参加資格申請を希望する業種について、入札参加資格申請日からさかのぼって2年以内に、豊山町から発注業務を受注した実績がある場合は「1」を、それ以外の場合には「2」を記入してください。

2 障害者雇用率達成状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する報告をしている場合、又は、同法に基づく報告義務のない方で、障害者（同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る。）を雇用している場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

3 労働者災害補償保険の加入状況

労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災給付に加入している場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

4 外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む。）のみ「国名」に外国名を、「（比率 %）」内に当該国の資本比率を記入してください。

なお、「②日本国籍会社（比率100%）」は100%外国資本の会社を指し、「③日本国籍会社（ %）」は一部外国資本の会社を指します。

5 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

6 グループ経営

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき、国土交通省が企業集団として認定した建設業者に係る経営事項審査（グループ経営）の認定を受けている場合は、「企業集

団及び企業集団についての数値等認定書」の通知年月日、企業集団に属する企業の商号又は名称及び建設業の許可番号を記入してください。

<様式 8 (個別情報) >

○納税状況確認

1 税の未納がないことの確認

要領 1 エにおいて指定する国税、愛知県税及び豊山町税について、未納がないことを確認します。

2 納税状況の確認についての同意

要領 1 エにおいて指定する豊山町税について、本町が納税状況を確認することについて同意する場合は、「課税番号」欄に下記の番号を入力してください。

<input type="checkbox"/> 法人の方	確定（予定）申告書に記載されている「法人番号」
<input type="checkbox"/> 個人の方	納税通知書に記載されている「整理番号」

【コード一覧】

別表1 国土交通省・都道府県知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表2 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （なお、プレストレストコンクリート工事の場合、専門工事の申請が必要です。）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	塗装工事業
9	土木工作物塗装工事	
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事
16	建築物除去工事	解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

（注）一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表にかかわらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表3 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業 種 名	略号	業 種 名	略号	業 種 名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
夕	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		